

退職後の生活基礎知識シリーズ No 1

退職後の生活は大きく変わっています。年金支給が65歳からになり、それに伴う再任用や定年延長などの実施をめぐり、60歳以上の退職金や給与など複雑になっています。また再任用や定年延長などの対象を免れた世代（70歳以上）にとっては年金額の引き下げや相続などが現実的な問題となっています。また親の介護を抱えての介護保険等の利用など、60歳以降は一人一人の働き方や家族の現実等によってさまざまな課題があります。このシリーズと一緒に知識を深めていけたらと思っています。内容に対する質問や意見・要望等がありましたら、メールで下記のアドレスをお願いします。

文責 竹中 柳一 (FP) takenakayanag@gmail.com

再任用(フルタイム)の教職員は社会保険に加入

- 健康保険（介護保険を含む）・厚生年金・雇用保険に加入となります。
- 健康保険・厚生年金の保険料は原則として雇用主(県教育委員会)との折半になります。
- 雇用保険の自己負担は3分の1程度ですが、福島県では再任用教職員が自ら金融機関に出向き支払っています。福島県教組は強く「給与天引き」を要求しています。

社会保険加入の主なメリット

健康保険では

- 扶養家族が何人いても保険料の負担なしで保険証が交付されます。
※国民健康保険加入だと、扶養家族の制度がないため、多くの場合保険料がよけいにかかります。
- 再任用を続けられない場合にも2年間は共済組合の健康保険に継続して加入することができます。ただし保険料負担は2倍になります。(事業者分がなくするため) 2倍にはなりませんが、最初の1年間は国民健康保険の負担(※)よりも低くなる場合が多いはずです。
※ 国民健康保険の料金は1年前の収入で決定されます。

厚生年金では

- 65歳から受け取れる**厚生年金額**が標準月額報酬と加入期間により**増額**されます。
- 60歳未満の配偶者がいる場合、配偶者の国民年金保険料(年で約20万円)を負担する必要がありません。

雇用保険では

- 次のような場合には**失業給付金を申請し、受け取る**ことができます。

定年後、再任用として働いていたが、現職と同様の勤務内容で体調を崩したため、1年で教育現場から離れることを決断した。年金も出ないのである程度の収入がある働き口を探したい。

雇用保険加入期間が12カ月以上あるので、失業給付の対象となります。

失業給付は、働く意志と能力があるにもかかわらず、仕事につけない状態にある人の生活の安定を図るための給付で、**窓口はハローワーク**となります。給付金額は賃金日額×(45%~80%※)です。支給期間は自己都合退職の場合には**90日**までとなります。この給付に所得税がかかりません。(※賃金が低いほど支給率は高くなります。)

相続の準備の第一歩は相続の対象となる財産の計算

相続税の基礎控除額は**3000万+600万×法定相続人の数**になります。法定相続人は一般的には配偶者と子どもになります。相続財産がこの金額以下でしたら申告する必要もありません。したがって第一歩は財産の計算です。

所有する土地と自宅等の建物の評価は

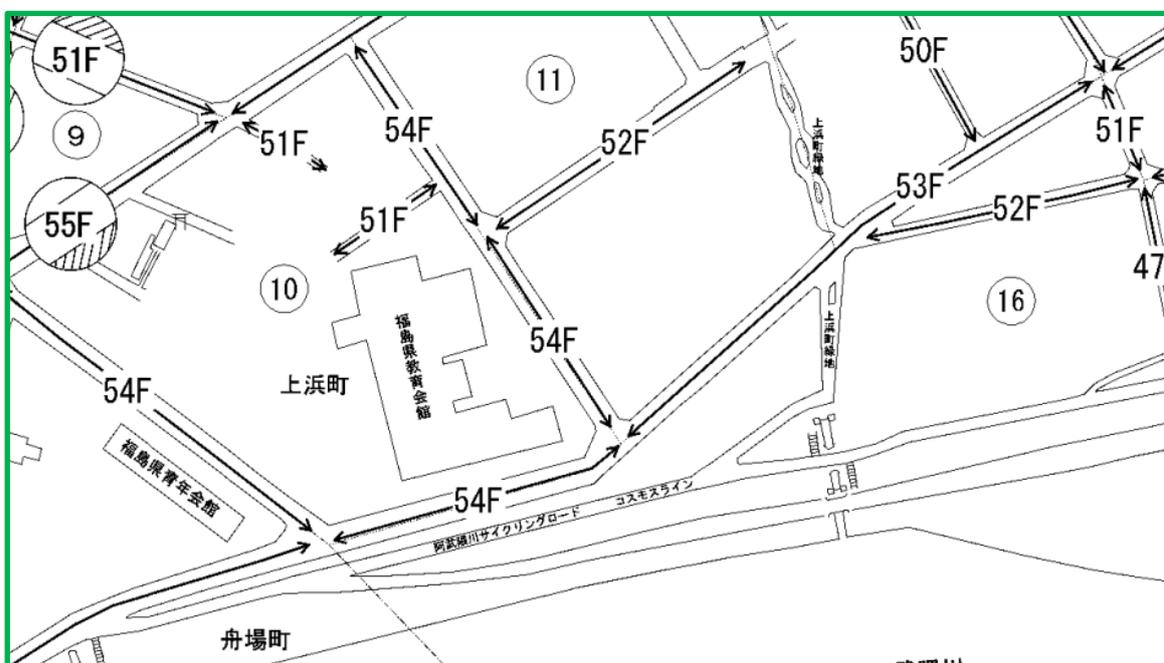
主な相続財産は預貯金、土地、建物などですが、ここでは土地、建物の評価を取り上げます。

自宅等の建物の評価—市区町村から年1回送付される**固定資産税通知書**に**建物の評価額**が記載してあります。

下図の例では建物の評価額は**875万5千円**です。

平成31年度 課税明細書				
所有者氏名				
①資産	② 所在・地番		③ 負担	
⑤ 現況地目等 又は種類・構造	⑥ 課税地積 床面積(m ²)	⑧ 前年度固定資産税 (比準)課税標準額(円)	⑩ 固定資産税 本則課税標準額(円)	⑫
⑦ 価格 (評価額) (円)		⑨ 前年度都市計画税 (比準)課税標準額(円)	⑪ 都市計画税 本則課税標準額(円)	⑬
家屋	港町1-1			1-1
店宅 木造	103.00			
	8755000			

土地—国税庁が毎年、公表する**路線価**で評価します。ネット等で閲覧できます。ダウンロードできます。



上図は福島市の教育会館付近の2022年度の路線価図です。
 54Fは、この道路に面する土地の価格が1㎡あたり5万4千円であることを表しています。
 自宅の住所で路線価図を検索し、土地の面積をかけ、相続財産を計算できます。
 ※数字の後のアルファベットは借地権割合を表します、説明は省略します。